第二百十六条の三の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項たし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第一項において準用する同法第八十六条第四項前段において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十六条の三の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

第二百十七条の二の表第九十二条第一項の項中「第七十四条第一項」に改め、「以下」の下に「この編において」を加え、「の規定による」を「に規定する」に改め、同表第九十二条第三項の項を次のように改める。

第九十二条第三項	都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内	二箇月以内

第二百十七条の二の表第九十二条第三項の項の次に次のように加える。

第九十二条第三項たし書	地方自治法第七十四条第七項	地方自治法第二百九十一条の六第五項において準用する同法第七十四条第七項
	都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内	六十二日以内

第二百十七条の二の表第九十四条第一項の項及び第九十六条第一項の項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同表第九十七条第一項の項中「にあつては」を「には」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「第七十五条第三項」の下に「及び第五項」を、「第百六十六条第一項に係る部分を除く。）」の下に「、第百九十八条の四第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び第十二項」を「、第十一項及び第十三項から第十五項まで」に、「第三項、第四項、第七項」を「第四項、第五項、第八項」に改め、「第二百四十二条の三第五項」の下に「、第二百四十三条の二第一項」を加え、「読み替えて」を削り、同条第二項中「規定」の下に「並びに地方自治法施行令第百七十三条第一項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定」を加え、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第三条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」に、「又は第三項」を「及び第三項」に改め、同条第五項中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に、「行なう」を「行う」に改める。

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第四条　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「教育公務員の範囲（第三条）」を「役員等（第三条・第三条の二）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　役員等

第三条に見出しとして「（教育公務員の範囲）」を付する。

第二章中第三条の次に次の一条を加える。

（役員等の損害賠償責任の一部免除の基準等）

第三条の二　法第十九条の二第四項に規定する政令で定める基準は、同条第一項に規定する役員等（以下この条において「役員等」という。）が地方独立行政法人から法第十九条の二第四項の承認（以下この条において「一部免除承認」という。）の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、一部免除承認前に支給された退職手当その他総務省令で定める給付の一事業年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項において「基準報酬年額」という。）に、次の各号に掲げる役員等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一　理事長又は副理事長　六

二　理事　四

三　監事又は会計監査人　二

2　法第十九条の二第四項に規定する政令で定める額は、基準報酬年額とする。

3　地方独立行政法人は、一部免除承認を得ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を設立団体の長に提出しなければならない。

一　法第十九条の二第一項の損害を賠償する責任（以下この条において「役員等の損害賠償責任」という。）の原因となった事実及び役員等が賠償の責任を負う額

二　法第十九条の二第四項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三　法第十九条の二第四項の規定により役員等の損害賠償責任を免除すべき理由及び免除額

4　地方独立行政法人が役員等の損害賠償責任（監事及び会計監査人が負う役員等の損害賠償責任を除く。）について一部免除承認を得ようとするときは、あらかじめ、監事（監事が二人以上ある場合には、各監事）の同意を得なければならない。

5　設立団体の長は、一部免除承認をしたときは、速やかに、その旨及び第三項各号に掲げる事項を設立団体の議会に報告するとともに、これらを公表しなければならない。

6　地方独立行政法人は、一部免除承認を得た場合において、当該一部免除承認後に役員等に対し退職手当その他総務省令で定める給付を支給するときは、設立団体の長の承認を受けなければならない。

7　前各項に定めるもののほか、法第十九条の二第四項の規定による役員等の損害賠償責任の一部の免除に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第四十一条第一項中「係る」の下に「第三条の二第六項、」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第五条　市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「においては、同法」を「には、同法（第二百四十二条第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。）」に改め、同条の表第二百三十二条の六第一項の項を次のように改める。

第二百三十二条の六第一項	第二百三十五条	市町村の合併の特例に関する法律第四十四条ただし書